

【アメリカ】大統領の交代に向けて—2019 年政権移行改善法の成立—

海外立法情報課 中川 かおり

* 2020 年 3 月 3 日、2019 年政権移行改善法が制定され、共通役務庁長官等の責務を明確化し、同長官と適格な各大統領候補者等との間で締結される覚書（MOU）の最低要件を定めた。

1 1963 年政権移行法の概要

米国では、大統領職及び副大統領職の移行が円滑に行われることを公金で支援する目的で、1963 年政権移行法¹が定められ、改正を重ねてきた。同法の主な内容は、次のとおりである。

(1) 次期大統領等及び適格な各大統領候補者に対する役務及び設備の提供

連邦政府の資産管理や調達業務を担当する共通役務庁（General Services Administration: GSA）長官（以下「長官」）は、請求を受け、次期大統領²及び次期副大統領（以下「次期大統領等」）には、一般選挙の日³から就任の日⁴まで、その公務遂行の準備のために次の役務及び設備を提供し、適格な各大統領候補者⁵及び各副大統領候補者（以下「各候補者」）には、長官の通知を受けた各候補者の通知の日⁶から一般選挙の日まで、その一部（次に紹介する範囲では①④⑤⑥⑦）を提供する。①家具、事務機器等を備える事務所。②事務所スタッフへの給与の支払。③自動車の賃借等を含む旅費。④通信機器。⑤印刷、製本等の費用。⑥次の費用。(i)主要な政治任用職候補者に、新任の政治任用職が通常直面する問題を知らせる説明等、(ii)主要な政治任用職候補者とその前任者、行政管理予算局の職員等との意見交換、(iii)大統領記録⁷の維持及び管理の訓練等。⑦各候補者のコンピュータ及び通信システムを連邦システムに移行する調整をする計画作成のための費用。連邦捜査局等は、次期大統領等から、高位の国家安全保障職の候補者氏名の提出を受け、迅速にこの者の人物調査を行う。次期大統領等が現職である場合には、⑥を除き提供されない。（同法第 3 条 a 項～h 項）

(2) 現職大統領による政権移行業務及び各候補者との関係

現職大統領は、次期大統領への効率的な政権移行を促すために、政権移行ホワイトハウス調整会議及び政権移行省庁長官会議を設立し、運営する。長官は、GSA の職員で、上級の職業公務員である者を「連邦政権移行コーディネータ」に指名する。この者は、政権移行に関する GSA の職務を行い、全省庁の政権移行計画に責任を負う。現職大統領は各候補者との間で、大統領選挙の年の 11 月 1 日以前に、被用者、設備等の入手条件を含む覚書（MOU）を交わす。（同法第 4 条）

その他、前大統領等の残務の終了のための役務及び設備の提供（同法第 5 条）、次期大統領等が公務遂行の準備に用いる寄付金、政権移行チームの各員の氏名等の情報開示（同法第 6 条）、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020 年 4 月 7 日である。

¹ Presidential Transition Act of 1963, P.L.88-277, 3 U.S.C. § 102 note.

² 一般選挙（後掲注(3)）において外形上勝利する大統領等であると、長官が確認する者をいう。同法第 3 条 c 項。

³ 11 月の第 1 月曜日の次の火曜日であり、この日に、大統領等を選出する選挙人を有権者が選ぶ。3 U.S.C. § 1; 三輪和宏、佐藤令「アメリカ大統領選挙の手續」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.456, 2004.10.25, p.6. <<https://dldl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F1000730&contentNo=1>>

⁴ 大統領等の任期は、1 月 20 日正午に開始する。合衆国憲法第 20 修正第 1 節。

⁵ (i)主要な政党の大統領候補者等及び(ii)長官が主要な対抗馬と判断する他の候補者。同法第 3 条 h 項(4)(A)。

⁶ 各候補者が受け取る役務及び設備権利の通知。同法第 3 条 h 項(1)(A)(ii)。

⁷ 大統領の公務に関する記録（大統領記録）は、政権終了後に公文書として維持・管理される。44 U.S.C. § 2203.

歳出授權（同法第7条）の定めがある。

2 2019年政権移行改善法の概要

トランプ（Donald J. Trump）大統領が候補者当時の政権移行チームは、2017年12月に、GSAが秘密にすべき通信を違法に開示したとの主張を連邦議会に対して行った⁸。これを受け、また、関連規定を整備するために制定された2019年政権移行改善法⁹の概要は、次のとおりである。

(1) 新大統領等に対する役務及び設備の提供等

長官は、新たに新大統領等に役務及び設備の提供ができることとし、その期間を就任の日から最長で60日間とする。（1963年政権移行法第3条a項）

長官が給与を支払うスタッフとして政権移行チームへ派遣される者に、監督する連邦議会議員が同意する連邦議会職員を加える。（同法第3条a項(2)）

長官と各候補者の間では、従来MOUの作成義務がなかったために、GSAとトランプ候補との対立が生じたとされる。そこで、今後は、大統領選挙が行われる年の9月1日以前に、公務遂行の準備のための役務及び設備の提供条件を含む、MOUの作成を両者に義務付ける。長官が、その管理下にある各候補者の記録につき質問し、又は法的措置を講ずる対象として、MOUは、各候補者の「政権移行代表者」を指名する。この指名は、次期大統領等が、就任する年の9月30日以前に又は次期大統領等の請求により、これより前に終了する。別の法律により禁じられない限り、長官と各候補者がMOUの条件に反することを行う場合は、その3日以前に書面により他方に通知する。（同法第3条i項）

(2) 現職大統領による政権移行業務及び各候補者との関係

「非公開情報」を、次のように新たに定義する。①政権移行チームの各員が職位にある間に入手する連邦政府からの情報で、一般に入手できないと各員が認識するもの、②政権移行チームが知る情報等で、(i)情報公開法¹⁰等による開示の対象外又は(ii)公衆への公表が授權されないもの。（同法第4条a項(4)）

現職大統領と各候補者は、従来は大統領選挙の年の11月1日以前にMOUを締結したが、今後は10月1日以前とされ、これには各候補者が次期大統領等になる日に始まる、政権移行を指導する倫理プランの実施に関する新たな合意を含む。MOUには、最低限次の内容を含む。①政権移行チームの全員に適用される倫理的事項の説明。②次の者の政権移行チームにおける役割に関して検討した事項。(i)1995年ロビー活動開示法¹¹に基づく登録ロビイスト等、(ii)1938年外国代理人登録法¹²に基づく登録者等。③連邦規則に定める連邦職員と同様の利益相反の状態にある政権移行チームの各員による、その雇用、顧客等に関連する一定の働きかけの禁止。④政権移行チームの各員に関する次の遵守事項。(i)非公開情報にアクセスする場合には、政権移行チームの指導者等から許可を得ること、(ii)非公開情報の秘密を維持し、その情報を政権移行の目的のために排他的に使用すること、(iii)非公開情報を個人的に又は私的に利用しないこと。（同法第4条g項(3)）

⁸ S. Rep. No. 116-13, pt.1, at 2 (2019).

⁹ Presidential Transition Enhancement Act of 2019, P.L.116-121. <<https://www.congress.gov/116/plaws/publ121/PLAW-116publ121.pdf>>

¹⁰ Freedom of Information Act of 1966, P.L.89-554, 5 U.S.C. § 552.

¹¹ Lobbying Disclosure Act, P.L.104-65, 2 U.S.C. § 1601 et seq.

¹² Foreign Agents Registration Act, P.L.75-583, 22 U.S.C. § 611 et seq.